

九州連合産科婦人科学会規則

- ①昭和25年 6月25日 会則変更
- ②昭和29年 5月30日 一部変更
- ③昭和39年 5月24日 一部変更
- ④昭和45年 6月20日 一部変更
- ⑤昭和46年 5月15日 一部変更
- ⑥昭和47年 5月27日 一部変更
- ⑦昭和48年 6月12日 一部変更
- ⑧昭和57年 6月13日 一部変更
- ⑨平成 5年 6月19日 一部変更
- ⑩平成 7年 5月21日 一部変更
- ⑪平成 8年 5月18日 一部変更
- ⑫平成13年 5月26日 一部変更
- ⑬平成14年 6月23日 一部変更
- ⑭平成19年 5月27日 一部変更
- ⑮平成22年 5月24日 一部変更
- ⑯平成23年 6月 6日 一部変更
- ⑰平成25年 9月 2日 一部変更

第1章 総則

第1条 本会は「九州連合産科婦人科学会」と称する。

2. 英文名は「Kyushu Society of Obstetrics and Gynecology」とする。

第2条 本会は九州8県（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）の各県産科婦人科学会を連合して構成し、会員は各県産科婦人科学会の会員をもってあてる。

第3条 本会は産科学および婦人科学の進歩発展に貢献し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) 各種学術調査研究への協力

- (4) 日本産婦人科医会九州ブロック会との連絡および連携
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

第2章 役員、評議員および幹事

第5条 本会に次の役員、評議員および幹事を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名（次期会長）
- 理事 若干名
- 監事 2名
- 評議員 若干名
- 幹事 若干名

理事は大分大学、鹿児島大学、九州大学、熊本大学、久留米大学、佐賀大学、産業医科大学、長崎大学、福岡大学、宮崎大学、琉球大学、の産科婦人科学の主任教授と

し、教授着任の日をもって理事に就任とし、退職の日をもって任期終了とする。

評議員は本会を構成する各県産科婦人科学会の日本産科婦人科学会代議員をもってあてる。

第6条 会長は評議員会で決定する。その任期は前回の総会ならびに学術集会終了翌日から担当する総会ならびに学術集会終了日までの1年間とする。

第7条 副会長は評議員会で決定する。任期は会長と同一期間とする。

第8条 監事は評議員会で選出し、その任期は会長と同一期間とする。

第9条 幹事は会長が会長の所属する各県産科婦人科学会および副会長の所属する各県産科婦人科学会の会員の中から推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。その任期は会長と同一期間とする。

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理し、学術集会、理事会、評議員会その他を主催する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合にはその職務を代行する。

第12条 監事は会務を監査する。

第13条 幹事は会長の指示に従い会務を処理する。

第3章 会議

第14条 本会は会議を開く。

総会
評議員会
理事会

第15条 総会は学術集会当日会長が召集

し、評議員会において決定された事項の報告を受ける。

第16条 評議員会は毎年1回総会に先立って会長が召集し、次の事項を決定し、これを報告しなければならない。

- (1) 会則の改正変更
- (2) 収支決算に関する事項
- (3) 学術集会の開催ならびに日時
- (4) 役員を選任
- (5) その他本会の運営に関する事項。

尚、評議員会は半数以上の出席を必要とし、議決権は出席者の過半数による。

第17条 理事会は必要に応じて会長が召集し、会長が議長、副会長が副議長となり、本会の会務を審議する。

第18条 理事会には日本産婦人科医会九州ブロック会の代表（若干名）が出席し、意見を述べることができる。

第4章 名誉会員および功労会員

第19条 日本産科婦人科学会の名誉会員および功労会員は同時に本会の名誉会員および功労会員とする。名誉会員および功労会員は評議員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

第5章 経費

第20条 本会の経費は各県産科婦人科学会が会員数に応じて拠出する負担金および寄付金、その他の収入をもってあてる。

2. 各県産科婦人科学会の負担金は毎

年9月1日現在の会員数から九州
連合産科婦人科学会より会費納入
を免除された会員および前年
度末現在年齢77歳以上で、か
つ40年以上引き続き会員であ
る者の数を減じた会員数に応
じて分担する。

3. その他の負担金の細部につい
て各年度の評議員会において
決定する。

第21条 本会の会計年度は4月1日から3
月31日に終わる。

第22条 会長は本会の事務を会長の所
属する各県産科婦人科学会事務
局に委嘱する。

第6章 附則

第23条 本会会則は平成23年6月6日より
施行する。

2. この会則施行の際、現在の評議
員はこの会則により選出され
たものとみなし、その任期は
従来任期の残存期間とする。